

令和元年台風第15号に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生へ(お知らせ)

台風の被害に遭われた下記地域の世帯の学生は、以下の経済的支援策がありますので、学生サービス課奨学支援係までご連絡ください。

1. 災害救助法適用地域 【東京都】島しょ大島町

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

2. 授業料免除

2019年度後学期・秋学期分授業料の免除申請を受付けます。申請期限は2019年10月31日です。
申請についての詳細は、学生情報ポータル、掲示又は、学生サービス課奨学支援係までお問い合わせください。

3. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用

- 緊急採用（第一種奨学金） : 2019年9月以降で本人の希望する月～2020年3月（申請により継続可）
- 応急採用（第二種奨学金） : 2019年4月以降で本人の希望する月～修業年限の終了月

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiiki/genzai.html)

4. 日本学生支援機構「JASSO支援金」

居住している住宅（自宅通学生は実家、自宅外通学生は下宿先）に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合に申請が出来ます。学内申請期限は12月13日（金）です。期限までに書類を学生サービス課奨学支援係まで提出してください。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>)

【2019年9月26日 学生サービス課 奨学支援係】